

「国文祭・芸文祭みやざき2020さきがけプログラム みやざき短歌きらり★全国高校生短歌大会オンライン交流戦」実施運営業務委託仕様書

1 目的

「みやざき短歌きらり★事業」は、様々な切り口で短歌の楽しみ方について周知し、より多くの県民が生活の中で短歌に親しむようになることをめざす事業である。国文祭・芸文祭みやざき 2020 においては、三市（盛岡市・日向市・高岡市）にて開催される高校生の短歌大会の優勝校等を招聘して、交流大会を開催することとなっていた。

しかしながら、コロナ終息の見通しがたたない現在、全国から高校生を招いた大会を開催することはまだ困難な状況にある。一方では、次年度に国文祭・芸文祭が延期となった今、大会に向けていっそうの気運醸成を図る必要にも迫られている。

そこで、全国の高校生が一箇所に集まることなく短歌の実力を競い合える、オンラインでの交流戦を開催する。オンライン上でも三市大会の成績上位校が対戦するのは初めてであることから、県内外の短歌関係者から注目を浴びる試合となる。また、コロナ禍における新しい文化交流の例として本大会を県民に示すと同時に、次年度の国文祭・芸文祭の PR に寄与する事業とする。

2 業務概要

(1) 「全国高校生短歌大会オンライン交流戦」（以下、「交流戦」とする。）の開催（運営・管理）

次の要件を満たす「交流戦」を開催する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 日時 ※時間は開場を借り上げる時間<ul style="list-style-type: none">11月6日（金）13:00～22:00（7日準備）11月7日（土）9:00～22:00（交流戦・8日準備）11月8日（日）9:00～17:00（座談会・片付け）○ 場所
メディキット県民文化センター イベントホール○ 内容（予定）<ul style="list-style-type: none">11月7日（土）開閉会式・交流戦7試合・審査員による講評11月8日（日）審査員による座談会（午前中のみ）○ 業務<ul style="list-style-type: none">11月7日（土）<ul style="list-style-type: none">・会場（県内出場校3校・審査員5名・観客が参集）と県外3校をオンラインで結んだ、短歌交流戦を行う。・試合の要領は日向市の牧水短歌甲子園に準じたものとする。<ul style="list-style-type: none">※ YouTube にて視聴可・会議用配信システム等を利用して、県内校と県外校あるいは県外校同士の対戦が、円滑に違和感なく進行するようにする。・当日のネット中継を行う。11月8日（日）<ul style="list-style-type: none">・審査員による座談会等を開催する。・当日のネット中継を行う。○ 審査委員（予定）<ul style="list-style-type: none">歌人5名○ 出場校（予定）<ul style="list-style-type: none">県外校3校、県内校3校の計6校（1校1チーム、選手3人引率1人）○ 主催 文化庁・厚生労働省・第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回障害者芸術・文化祭実行委員会 |
|---|

① 全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。

- ② 会場設営・演出、試合の運営を行う。
 - ③ 円滑な試合進行となるよう会場（宮崎市）の環境・機器を整備し、適切な人材を配置する。
 - ④ 円滑な試合進行となるよう県外校会場の環境・機器を整備し、適切な人材を配置する。
 - ⑤ ネット中継に必要な環境・機器を整備し、適切な人材を配置する。
 - ⑥ 審査員への旅費・謝金の支払いや、送迎、アテンドを行う。
 - ⑦ 出場校（県内）への旅費の支払いを行う。
 - ⑧ 会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
 - ⑨ 観客にアンケート調査を実施する（案文の作成、印刷、配付、回収、集計作業を含む）。
 - ⑩ 「交流戦」の開催目的や出場校の紹介、審査員のプロフィール等を記載した当日プログラムの作成と配付を行う。
 - ⑪ 開閉会式の運営を行う。
 - ⑫ 7日夜に、審査員と県内出場校生等との交流会を行う。
 - ⑬ その他開催に必要な準備一切を行う。
- (2) 交流戦参加校との連絡調整、交流戦開催に伴う電話対応
- ① 参加校は委託者が決定する。その後、各高校からの短歌の集約等、連絡調整を行う。
 - ② 「交流戦」開催に伴う電話問い合わせの対応を行う。
- (3) 交流戦の広報・周知等
- ① 効果的な広報の実施
常に交流戦そのものとネット配信の両方を意識し、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌（短歌専門誌）、SNS等の各種媒体を活用した効果的な広報を行い、十分な周知を行うこと。
 - ② ポスター・チラシの作成
分かりやすく親しみやすいポスター（200部）、チラシ（12,000部）を製作すること。
 - ③ チラシ・ポスターの設置・配布
作成したポスター・チラシを、利用者の多い公共施設や短歌結社等に設置・配布すること。
 - ④ 当日プログラムの作成
当日プログラムを作成し、受付にて配付すること。内容は日向市の牧水短歌甲子園に準じたものとする。
 - ⑤ その他
各種媒体で広報をする際には委託者が提供する「みやざき短歌きらり★」のロゴを必ず使用すること。またポスター・チラシにも必ず掲載すること。
- (4) 交流戦におけるアクセシビリティの保障
障がいのある方達への情報保障について配慮すること。ただし、この項目の経費に関しては、受託者からの提案内容を受けて協議の上決定することとし、現在提示している委託料の限度額には含まない。
- (5) 事業実施報告書の作成
記録写真の撮影や講演内容等の概要（ホームページ用データを含む）など、本業務の作業内容をとりまとめ、事業実施報告書を作成する。

3 経費

会場費・設備使用料、会場装飾費（看板等）、出演者の謝金及び旅費、弁当代等飲食費、チラシ作成費、プログラム作成費、受付業務に係る人件費など本事業の実施に必要なすべての経費を委託費に含む。

4 成果品等

本業務の成果品等及び納期は、次のとおりとする。

令和2年	11月11日	①配信動画一式（MP4）
令和2年	12月21日	②事業実施報告書2部（紙と電子データ） ③チラシ・ポスター・パンフレットの電子データ一式

○事業実施報告書について

(1) 報告書には下記の項目を必ず含めること。

① 基本情報

② 画像（報告書本体とは別にオリジナルデータも納品すること）

(2) 報告書はpdfファイルでも納品すること

5 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、委託者が指定する場所とする。

6 成果品（事業実施報告書、電子データ、「交流戦」撮影動画）の著作権及び二次使用について

(1) 成果品についての権利は、委託者に帰属する。ただし、第三者の権利が関係するものについてはこの限りではない。

(2) 委託者は下記の用途について、成果品を無償かつ非独占的に使用できるものとする。また、これら以外の使用については、別途協議することとする。

- ・大会主催者（文化庁、厚生労働省）等への報告
- ・公式記録集への掲載
- ・委託者もしくは宮崎県による本事業の保存・記録等資料としての保持
- ・委託者もしくは宮崎県による公式HP等への掲載や動画配信

(3) 受託者は、成果品の作成、及び成果品の委託者の使用に関して、あらかじめ事前に著作権等の権利関係者の許諾を得ること。

7 その他

(1) 委託業務の遂行にあたっては、委託者と十分に連絡をとりながら行う。

(2) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。

以上